

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 65 修正国際基準の公開草案の公表について

平成 26 年 7 月 31 日、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公開草案を公表し意見の募集を行いました。

略称は、日本語表記が「修正国際基準」、英語表記では「Japan's Modified International Standards (JMIS 読み：ジェイミス)」となります。以下では、JMIS と表記することとします。

1、JMIS の公表の方式

JMIS は、国際会計基準審議会（IASB）により公表され ASBJ により採択された会計基及び解釈指針（以下、「会計基準等」という。）を直接「削除又は修正」せず、「削除又は修正」した箇所について ASBJ が修正会計基準として公表する方式を採用しています。本公開草案において「削除又は修正」の提案がされたのは、以下の 2 点です。

- (1) 修正会計基準公開草案第 1 号「のれんの会計処理（案）」
- (2) 修正会計基準公開草案第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」

今回は、(1) 修正会計基準公開草案第 1 号「のれんの会計処理（案）」についてご説明します。

2、「のれんの会計処理（案）」

「のれんの会計処理（案）」では以下の 3 点について、会計基準等の「削除又は修正」が提案されています。

A のれんの償却の要求

企業結合で取得したのれん及び関連会社又は共同支配企業に対する投資に係るのれんは、20年以内で定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。

B 減損損失の配分の要求・戻入れの禁止

関連会社又は共同支配企業に対する投資に係る減損損失については、最初に関連会社または共同支配企業に対する投資に係るのれんに配分し、また、関連会社又は共同支配企業に対する投資に係るのれんに配分された減損損失の戻入れを禁止する。

C 開示規定の追加

のれんの償却方法、耐用年数及び償却費が含まれている包括利益計算書の表示科目等を開示する。

適用時期は、JMISが金融庁により制度化される段階で定められる予定です。今後の動向にご留意ください。

(2014/8/11号より)